

「紹介受診重点医療機関」について

当院は、令和5年9月1日、沖縄県から「紹介受診重点医療機関」に指定されました。

「紹介受診重点医療機関」は外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために都道府県ごとに決定される医療機関で、手術・処置や化学療法等を必要とする外来や高度医療機器・設備を必要とする外来を有し、専門的な検査や治療が必要とされた方の診療を行います。

相談や日頃の体調管理は、「地域のかかりつけ医」で行っていただき、必要に応じて紹介を受けて「紹介受診重点医療機関」を受診。その後、状態が落ち着いたら逆紹介を受けて「地域のかかりつけ医」に戻る、といった受診の流れを明確にし、適切な検査や治療をスムーズに受けられるようになり、混雑緩和が期待されます。

「紹介受診重点医療機関」を受診する場合には、かかりつけ医からの紹介状が必要です。令和5年12月1日以降、紹介状なしで受診された場合、

初診時には診療費とは別に**初診時選定療養費** 7,700円(税込み)

再診時には診療費とは別に**再診時選定療養費** 3,300円(税込み)

※但し、救急患者、国及び地方の公費負担医療受給者を除く

上記の定額負担が義務化されます。

皆さまには、地域の診療所やクリニックにてかかりつけ医をもち、当院での受診が必要な場合には紹介状をご提示ください。

初診時選定療養費 7,700円(税込み) は、当院通院中の方であっても、初めて受診される診療科においては初診となり、**紹介状がない場合はご負担** いただくこととなります。

例 内科の予約受診のついでに腰が痛いから整形外科を受診するなどの場合

再診時選定療養費 3,300円(税込み) は、当院から他の保険医療機関に紹介を行った後に、引き続き当院での受診を希望され、**紹介状なし**で受診される場合、**受診の都度**ご負担をいただくこととなります。

当院では、令和5年12月1日から徴収が始まります。

皆さまのご理解とご協力をおねがいします。